
臨床法学教育学会 第1回年次大会 全体会プログラム

臨床教育と法律基本科目－民事法を素材に－

2008年4月27日

明治学院大学法科大学院教授 加賀山 茂

全体会の概要

テーマ：臨床教育と法律基本科目との有機的連携－民事法を素材に－

日時：2008年4月27日（日）14:20～16:40

場所：國學院大學 [学術メディアセンター](#) 常盤松ホール

コーディネーター：加賀山 茂（明治学院大学），中村雅麿（東海大学）

パネリスト

民法学者 松本恒雄（一橋大学）

民訴法学者 佐藤彰一（法政大学）

民事クリニック担当者 上柳敏郎（早稲田大学），道あゆみ（渋谷パブリック法律事務所）

コメンテーター

弁護士実務家の観点から 大橋正春（日弁連法科大学院センター前委員長）

刑事クリニックの観点から 後藤昭（一橋大学）

控え室

[学術メディアセンター](#)5階の第6会議室

事前打ち合わせ（案）

コーディネータ 11:00～11:30

パネリスト、コメンテータ 11:30～12:00

時間配分（案）

14:20～14:30 自己紹介，司会，コーディネーター問題提起

14:30～14:45 松本恒雄先生のご報告

14:45～15:00 佐藤彰一先生のご報告

15:00～15:15 上柳敏郎先生のご報告

- 15:15～15:30 道あゆみ先生のご報告
 - 15:30～15:40 パネリスト間の討論, 補足, または, 休憩
 - 15:40～15:55 大橋正春先生のコメント
 - 15:55～16:10 後藤昭先生のコメント
 - 16:10～16:40 会場との質疑応答
-

コーディネータからの問題提起

臨床法学（リーガル・クリニック）は、法科大学院の選択科目としてカリキュラムの中に組み込まれている。理論と実務との架橋という法科大学院の教育目標の集大成ともいえるリーガル・クリニックは、法曹に必要な実務的な思考力を養うという点だけでなく、法律的な思考力の基本を揺るぎのないものとするという点からも大きな意義を有している。

しかし、理論と実務との架橋という観点から見た場合に、法律専門科目とリーガル・クリニックとの有機的な連携は、十分とはいえない状況にある。法律専門科目の担当者は、リーガル・クリニックとの連携を意識して講義を行っているわけではないため、リーガル・クリニックの担当者からは、学生の知識不足、推論力の不足について、「法律専門科目で何を学んできたのだろう」という疑問が投げかけられることになる。

このことは、大学の教員が、大学生の質の低下を嘆き、高校ではどうやって教えているのかと疑問を投げかけ、高校の教諭が、義務教育ではどうやって教えているのかと疑問を投げかける構造と類似している。しかし、ここには、質的な違いがある。

第1の違いは、高校までは、文部省の学習指導要領があり、少なくとも、学年ごとに何を教えているのかははっきりしている。法科大学院では、臨床法学に向けて、必要なことが教えられているのかどうかをチェックすることができない状態にある。臨床法学を実施する前に、学生が何を学ぶべきかということについて、統一的な内容が確定されていないのである。

第2の違いは、教え方についてである。高校までは、教師は、学習指導について、相互の批判と連携を取っている。しかし、大学においては、実定法科目の教師は、教授法について、相互の批判と連携が取れていない。

そこで、臨床法学に向けて、実定法科目の内容をどのように、整合的に確定していくのか（法科大学院におけるコア・カリキュラムの策定）、また、その方法はどのようにすべきなのか（学習ポートフォリオ、ティーチング・ポートフォリオの策定）を議論していかなければならない。

その際に考慮すべきであるのは、法科大学院の教育目標とその実現方法、司法試験問題のあり方、司法研修所との連携である。

法科大学院の教育目標については、改革審の意見書に述べられている格調高い目標設定が参考になる。

法科大学院における法曹養成教育の在り方は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、以下の基本的理念を統合的に実現

するものでなければならない。

- 「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る。
- 専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実在即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。
- 先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。

議論の能力を加味したIRACの動的な理解

IRACの動的解釈		IRACの実行主体		
		原告	被告	裁判所
法的分析	Issue	原告に有利な重要事実の発見	被告に有利な重要事実の発見	争点, 重要な事実を確定する
	Rules	原告に有利なルール・法理の発見	被告に有利なルール・法理の発見	事案の解決に適切なルール・法理を発見する
法的議論	Application & A tentative conclusion	原告に有利なルール・法理を適用して結論を導く	被告に有利なルール, 法理を適用して結論を導く	原告と被告との議論を通じて, 両者の妥当な点と, 弱点とを発見する
	A Argument & Another tentative conclusion	被告との対決によって弱点を補正して原告に有利な結論を導く	弱点を補正した原告との対決によって弱点を補正し, 被告に有利な結論を導く	
	Conclusion	-	-	

以上の点を考慮して、この全体会では、市民生活の医師としての法曹に要求される法的分析能力、および、議論の能力を要請するという観点から、法律基礎科目と臨床教育とは、どのような連携をなすべきなのか、その環境整備のために、どのような方法と実践を行うべきなのかを考え、それぞれの担当者が提言や議論を重ねつつ、全国の法科大学院において実践可能な提言を行なうことができれば幸いである。